

卷末資料

目次

- ・ 岡山県プレジャーボート対策推進会議設置要領 . . . p. 1
- ・ プレジャーボート対策要綱、要領 . . . p. 4
- ・ 水域、海岸の管理法令等 . . . p. 15

岡山県プレジャーボート対策推進会議設置要領

(目的)

第1条 この要領は、プレジャーボートの適正な保管対策を推進するために調査検討を行う岡山県プレジャーボート対策推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を調査検討する。

- (1) プレジャーボートの収容計画に関する事
- (2) プレジャーボートの保管施設整備に関する事
- (3) プレジャーボートの暫定保管許可制度に関する事
- (4) 適正な水域利用のための規制措置に関する事
- (5) 適正な水域利用のための普及啓発に関する事
- (6) その他プレジャーボート対策の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる機関等の職員をもって構成する。

また、下部組織として、別表2に掲げる機関等の実務担当職員をもって構成する担当者部会を置く。

(会長等)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置き、会長は、岡山県土木部港湾課長をもって充て、副会長は、岡山県土木部港湾課参事をもって充てる。

2 会長は、推進会議を統括し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じ招集する。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、推進会議にその構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、岡山県土木部港湾課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めのあるもののほか、推進会議の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成12年 6月21日から施行する。
- 2 この要領は、平成16年11月 1日から施行する。
- 3 この要領は、平成17年 3月22日から施行する。
- 4 この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 5 この要領は、平成18年 3月21日から施行する。
- 6 この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 7 この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 8 この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 9 この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 10 この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 11 この要領は、令和 3年 2月12日から施行する。

別表 1

(国の関係機関)

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長
玉野海上保安部
水島海上保安部
福山海上保安署
中国運輸局岡山運輸支局 玉野庁舎 次長
中国運輸局岡山運輸支局 水島海事事務所長

(警察)

警察本部 地域部 地域課長

(港湾、漁港、海岸、河川を管理する市町村)

岡山市	都市整備局	道路部長
	産業観光局	農林水産部長
倉敷市	建設局	土木部長
	文化産業局	農林水産部長
玉野市		建設部長
笠岡市		建設部長
備前市		建設部長
瀬戸内市		産業建設部長
浅口市		寄島総合支所長

(県本庁関係課)

土木部	港湾課長
	港湾課参事
	河川課長
	防災砂防課長
農林水産部	監理課長
	水産課長
	耕地課長

(備前・備中県民局関係部署)

備前県民局	建設部長
	建設部 岡山港管理事務所長
	建設部 宇野港管理事務所長
	農林水産事業部長
備中県民局	水島港湾事務所長
	建設部長
	農林水産事業部長

別表 2

(国の関係機関)

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 占用調整課
 玉野海上保安部
 水島海上保安部
 福山海上保安署
 中国運輸局 岡山運輸支局 玉野庁舎
 中国運輸局 岡山運輸支局 水島海事事務所

(警察)

警察本部 地域部 地域課

(港湾、漁港、海岸、河川を管理する市町村)

岡山市	都市整備局	道路部	道路港湾管理課
	産業観光局	農林水産部	農林水産課
倉敷市	建設局	土木部	土木課
	文化産業局	農林水産部	農林水産課
玉野市		建設部	土木課
笠岡市		建設部	建設管理課
備前市		建設部	建設課
瀬戸内市		産業建設部	建設課
浅口市		寄島総合支所	産業建設課

(県本庁関係課)

土木部	港湾課	(計画振興班)
	河川課	水政班
	防災砂防課	防災班
	監理課	収用管理班
農林水産部	水産課	漁港漁場班
	耕地課	防災班

(備前・備中県民局関係部署)

備前県民局	建設部	管理課
	建設部	岡山港管理事務所
	建設部	宇野港管理事務所
	建設部	東備地域管理課
	農林水産事業部	農地農村計画課
備中県民局	水島港湾事務所	維持管理課
	建設部	管理課
	建設部	井笠地域管理課
	農林水産事業部	農地農村計画課

プレジャーボート対策要綱

平成三年十一月三十日港第二百十九号
農 林 部 長 ・ 土 木 部 長

近年プレジャーボートは、海洋レジャーブームや所得水準の向上等から急激に増加し、海域や河川などの水域に無秩序に係留し、航行障害、漁業者とのトラブル、公共事業への支障、流水阻害など様々な問題を引き起こしている。

そこで、秩序ある水域利用やプレジャーボート活動の適正化を図ることを目的として別添のとおり、プレジャーボート対策要綱及びプレジャーボート対策要領を制定したので、了知のうえ取り扱い方よろしく願います。

(別添)

プレジャーボート対策要綱

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
 - 第二章 届出(第六条―第八条)
 - 第三章 係留保管重点禁止区域(第九条―第十条)
 - 第四章 啓発・広報等(第十一条―第十三条)
- 附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この要綱は、プレジャーボートの利用形態等を明らかにするためプレジャーボートについて届出制度を実施し、プレジャーボート所有者等に対し法令その他基本的ルールについての啓発及び広報を行うとともに、プレジャーボートの係留保管施設の整備を推進することにより、水域利用の秩序を維持し、もってプレジャーボート活動の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において「プレジャーボート」とは、総トン数五トン未満の船舶で、次に掲げるものを除いたものをいう。

一 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船

二 国及び地方公共団体の所有する船舶

2 この要綱において「プレジャーボート所有者等」とは、プレジャーボート所有者又はその他プレジャーボートを使用する権利を有する者をいう。

3 この要綱において「係留保管施設」とは、国及び地方公共団体が整備した係留保管の施設、水域占用の許可を受けた係留保管の施設等をいう。

4 この要綱において「各水域」とは、次に掲げるものをいう。

一 港湾法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域及び第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域

二 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第五条第一項に規定する漁港区域

三 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項に規定する海岸保全区域

四 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項に規定する河川区域

五 普通海域管理規則（昭和四十三年岡山県規則第三十六号）第二条に規定する普通海域

5 この要綱において「係留保管」とは、浮さん橋、係船杭等を利用して係留し、当該施設において常時保管することをいう。

6 この要綱において「放置」とは、沈船等の状態で相当の期間にわたり置かれていたことをいう。

（プレジャーボート所有者等の責務）

第三条 プレジャーボート所有者等は、各水域に関する法令等を遵守するとともに、他の船舶の航行に配慮してプレジャーボートの適正な利用に努めなければならない。

2 プレジャーボート所有者等は、係留保管施設にプレジャーボートを係留保管するよう努めるものとする。

3 プレジャーボート所有者等は、各水域にプレジャーボートを放置してはならない。

（販売業者の責務）

第四条 プレジャーボートの販売を業とする者はプレジャーボート所有者等に対し、係留保管施設の確保その他プレジャーボートの適正な利用について啓発に努めるものとする。

（県の責務）

第五条 県は、プレジャーボートの利用に関して、啓発及び広報に努めるものとする。

2 県は、県以外の者が設置する係留保管施設の整備の施策を講じるものとする。

3 県は、県が設置する係留保管施設の計画的な整備に努めるものとする。

4 県は、プレジャーボート所有者等と他の水域利用者との調整に努めるものとする。

のとする。

第二章 届出

（プレジャーボート所有者等の届出）

第六条 プレジャーボート所有者等は、各水域において、プレジャーボートを係留保管し、又は係留保管しようとするときは、次に掲げる事項を知事に届け出るものとする。ただし、推進機関を有しないものであるときは、この限りではない。

一 プレジャーボート所有者等の氏名及び住所（法人にあっては名称及び所在地）

二 プレジャーボートの種類

三 主たる利用目的

四 係留保管の場所

五 総トン数、船舶の長さ及び幅

六 船質

七 その他知事が別に定める事項

2 前項の規定による届出（以下「届出」という。）には、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書の写しを添付するものとする。

（届出済証の交付）

第七条 知事は、前条第一項の規定による届出を受理したときは、届出済証を交付する。

（届出済証の表示）

第八条 前条の規定により届出済証の交付を受けたプレジャーボート所有者等は、届出済証をプレジャーボートの見やすい場所に貼り付けなければならない

らない。

第三章 係留保管重点禁止区域等

(係留保管重点禁止区域)

第九条 プレジャーボート所有者等は、次に掲げる係留保管重点禁止区域にプレジャーボートを係留保管してはならない。

一 県が管理する港湾区域及び港湾隣接地域のうち、次に掲げる区域で知事が定めるもの

イ 岸壁物揚場の前面区域

ロ 岸壁物揚場の取付護岸区域

ハ 荷役に支障のある区域

ニ 施設整備その他の工事が計画されている区域

二 県が管理する漁港区域のうち、次に掲げる区域で知事が定めるもの

イ 岸壁物揚場の前面区域

ロ 岸壁物揚場の取付護岸区域

ハ 漁獲物の陸揚げ及び準備等に支障のある区域

ニ 施設整備その他の工事が計画されている区域

三 知事が管理する海岸保全区域のうち、知事が定めるもの

四 県が管理する河川区域のうち、次に掲げる区域で知事が定めるもの

イ 水門、樋門、橋梁、堰等河川構造物の周辺の区域

ロ 河川合流点周辺の区域

ハ 水衝部周辺の区域

ニ 上流又は下流よりも流路が狭小となっている区域

ホ 河川工事その他工事が計画されている区域

五 前各号に掲げる区域以外の区域で知事が別に定めるもの

(移動の措置)

第十条 プレジャーボート所有者等は、前条に規定する係留保管重点禁止区域内にプレジャーボートを係留保管しているときは、プレジャーボートを係留保管重点禁止区域外の場所に移動させるものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要に応じ移動すべき場所をプレジャーボート所有者等へ指示することができる。

第四章 啓発、広報等

(啓発、広報等)

第十一条 県は、プレジャーボート所有者等に対し、各水域に関する法令等プレジャーボートに係る法令や基本的ルールについて啓発し、プレジャーボート所有者等の責務の自覚を図るための広報活動を推進するように努めるものとする。

(届出をしたプレジャーボート所有者等に対する情報提供)

第十二条 県は、届出をしたプレジャーボートの所有者等に対し、係留保管施設の情報等を提供するものとする。

(その他)

第十三条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成三年十二月一日から施行する。

※編注 この要綱に出てくる「漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号) 第五条

第一項」は「漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号) 第六条第一項から第四項まで」に、「普通海域管理規則(昭和四十三年岡山県規則第三十六号)」は「岡山県普通海域管理条例(平成十年岡山県条例第三十一号)」に、それぞれなっている。

プレジャーボート対策要領

〔平成三年十一月三十日港第二百十九号
農 林 部 長 ・ 土 木 部 長〕

プレジャーボート対策要領

(趣旨)

第一条 この要領は、プレジャーボート対策要綱(平成三年十二月一日付け、港第二百十七号。以下「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用する権利を有する者)

第二条 要綱第二条第二項に規定するその他プレジャーボートを使用する権利を有する者とは次に掲げる者をいう。

- 一 割賦販売法により所有権を留保された使用者
- 二 リース契約により使用している使用者

(期間)

第三条 要綱第二第六項に規定する「相当の期間」は、六カ月以上とする。

(届出書の記載事項)

第四条 要綱第六条第一項第七号の知事が別に定める事項は次に掲げる事項とする。

- 一 船名
 - 二 建造年月日又は進水年月日
- (届出の手續)

第五条 要綱第六条第一項の届出は、様式第一号によるものとする。

(届出済証)

第六条 要綱第七条の届出済証は、様式第二号によるものとする。

(別に定める係留保管重点禁止区域)

第七条 要綱第九条第五号に規定する「知事が別に定めるもの」は、次の場所から知事が指定するものとする。

- 一 大型船舶が輻輳している場所
 - 二 定期船が頻繁に出入りしている回頭に支障のある場所
 - 三 航路幅が狭く係留している船舶に衝突の恐れがある場所
 - 四 防波堤の先端
 - 五 漁業操業上支障のある区域
 - 六 区画漁業権が設定されている場所
 - 七 海岸保全施設に損傷を与える恐れのある場所
 - 八 環境整備事業により整備する海水浴場の付近
- (係留保管重点禁止区域)

第八条 要綱第九条第一号から第五号に規定する知事が定める係留保管重点禁止区域は、別表に定める箇所とする。

附 則

この要領は、要綱の施行の日から施行する。

様式第1号

プレジャーボート届出書

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

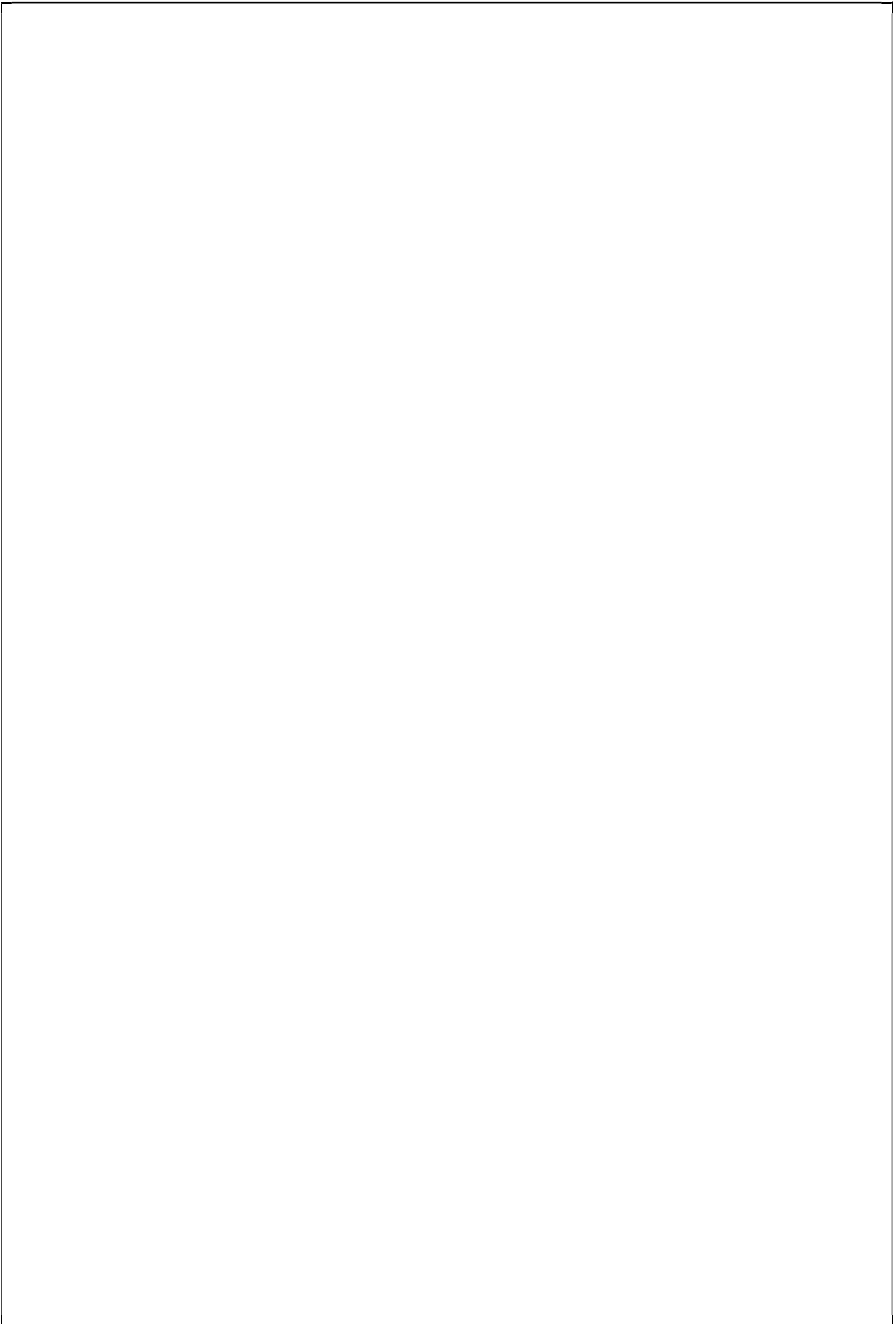
届出者	住所（主たる事務所の所在地）			
	フリガナ		印	
	氏名（名称）			
	法人にあっては 代表者の氏名			
	電話番号	—	—	

プレジャーボート対策要綱第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

船舶の種類 (○印)	1 和 船 2 モーターボート 3 クルザーヨット 4 水上オートバイ 5 その他
主たる利用目的(○印)	1 レジャー用 2 漁業用 3 海運業用 4 その他
係留保管の場所 (具对的に記載して下さい。裏面に略図を記入下さい。)	
船舶の内容	総 ト ン 数
	船 舶 の 長 さ
	船 舶 の 幅
船 質 (○印)	1 FRP 2 木質 3 その他
船 名	
建造年月又は進水年月	

備 考 船舶検査証書の写しを添付すること

略 図



様式第2号



別表 P B係留保管重点禁止区域(一)

係留保管重点禁止区域	指定場所
笠岡港笠岡地区	伏越物揚場及び防波堤 住吉町物揚場及び二号物揚場 魚市場前護岸 西本町物揚場及び物揚場
笠岡港寺間地区	護岸、取付護岸 護岸等
横江地区	笠岡港神外地区 瀬溝地区 寄島漁港 笠岡干拓西堤防
水島港水島地区	東公共岸壁前面 西公共岸壁等 高島(一)五メートル岸壁 岸壁等
玉島地区	児島港 味野港 琴浦港 物揚場
沙美地区	沙美漁港 下津井漁港 大島漁港
下津井港	物揚場 物揚場 物揚場
宇野港田井地区	岸壁、物揚場 清水川河口部分 一突岸壁等 二突護岸(海岸保全施設) 三突岸壁等
宇野地区	山田港胸上地区 胸上東・西物揚場
池の浦	玉地区 藤井五号護岸(埠頭施設整備予定地) 物揚場 物揚場
	①元浜、阿津物揚場 ②防波堤(菅苅東・和井田東・下村西・田の口・引網一号) ③引網海岸―環境整備予定地
	浜川海岸保全地区環境整備予定箇所

<p>岡山港福島地区</p> <p>(一) 四メートル物揚場</p> <p>福島西防波堤</p> <p>福島No.二物揚場</p> <p>福島護岸及び福島一号護岸</p>	<p>高島地区 岸壁等</p> <p>小串地区、相引地区、鉾立地区の物揚場</p> <p>児島湖内の海岸保全施設</p>
<p>牛窓港</p> <p>紺浦 (二) 四メートル物揚場</p> <p>牛窓 (二) 二メートル物揚場</p> <p>関町 (二) 二メートル物揚場</p> <p>綾浦島 (二) 一・五メートル物揚場</p>	<p>朝日漁港 物揚場</p> <p>久々井漁港 整備予定箇所</p> <p>虫明漁港 物揚場</p> <p>田坪地区海岸保全環境整備予定箇所</p>
<p>東備港^{あかいし}明石地区</p> <p>日生地区</p> <p>岸壁、取付護岸</p> <p>埋立地外周</p> <p>日生二号 (二) 一メートル物揚場</p> <p>(二) 一メートル物揚場</p>	<p>日生地区 四軒屋一号・二号物揚場</p> <p>中日生地区 (二) 三メートル (二) 四メートル物揚場</p> <p>穂浪漁港 物揚場</p>

P B係留保管重点禁止区域(二)

河川名	係留保管重点禁止区域
一級河川吉井川水系千田川	<ul style="list-style-type: none"> ・永安橋周辺・宮西橋周辺・宮西水門周辺・中島橋周辺・宮橋周辺・渡場橋周辺
二級河川笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川	<ul style="list-style-type: none"> ・四番水門周辺・県警自動車整備工場横当新田樋門周辺・県当新田農園横当新田樋門周辺 ・三角地揚水機場周辺・福田工区排水機場周辺・J R宇野線橋梁周辺・大福樋門周辺 ・相生橋周辺・古新田樋門周辺・国道2号線橋梁周辺・米倉大日出水門周辺・平田ポンプ場周辺 ・金谷水門周辺・金谷橋周辺・笹ヶ瀬川・足守川合流点周辺・今保水門周辺・辰巳水門周辺・今保通学橋周辺 ・田中水門周辺・唐樋水門周辺・西長瀬水門周辺・久米水門周辺・白石橋下流歩道橋周辺 ・白石橋周辺・北長瀬新樋周辺・J R山陽本線橋梁周辺
〃 足守川	<ul style="list-style-type: none"> ・引舟橋周辺・引舟歩道橋周辺・梶ヶ野水門周辺・東六間排水機場周辺・吸樋周辺
二級河川倉敷川水系倉敷川	<ul style="list-style-type: none"> ・倉敷川橋周辺・都宮島水門周辺・倉敷川・丙川合流点周辺・新設水門周辺・第二樋門周辺 ・第一樋門周辺・亀浜水門周辺・稔橋周辺・新稔橋周辺・五十番水門周辺 ・六間川合流点周辺・倉敷川・妹尾川合流点周辺・東沖新開水門周辺・明治水門周辺 ・中川水門周辺・片崎水門周辺・第一揚水機場周辺・倉敷川橋周辺
二級河川倉敷川水系郷内川	<ul style="list-style-type: none"> ・藤戸橋周辺・J R瀬戸大橋線橋梁周辺
〃 妹尾川	<ul style="list-style-type: none"> ・第十四号ポンプ場、第四号樋門及び農林樋門周辺・沖橋周辺・中橋周辺 ・第三藤田小学校歩道橋周辺・五条橋及び錦六区樋門周辺・市道橋周辺
〃 丙川	<ul style="list-style-type: none"> ・大曲排水機場周辺・丙川三連樋門周辺

二級河川今立川水系今立川	・入江橋周辺
二級河川大島川水系大島川	・金崎橋周辺
二級河川用之江川水系用之江川	・金浦漁港水門周辺
二級河川吉田川水系吉田川	・千歳橋周辺
〃 鴨川	・JR鴨川橋梁周辺・鴨川・宇藤木川合流点周辺
二級河川鴨川水系宇藤木川	・宇藤木川一号橋梁周辺

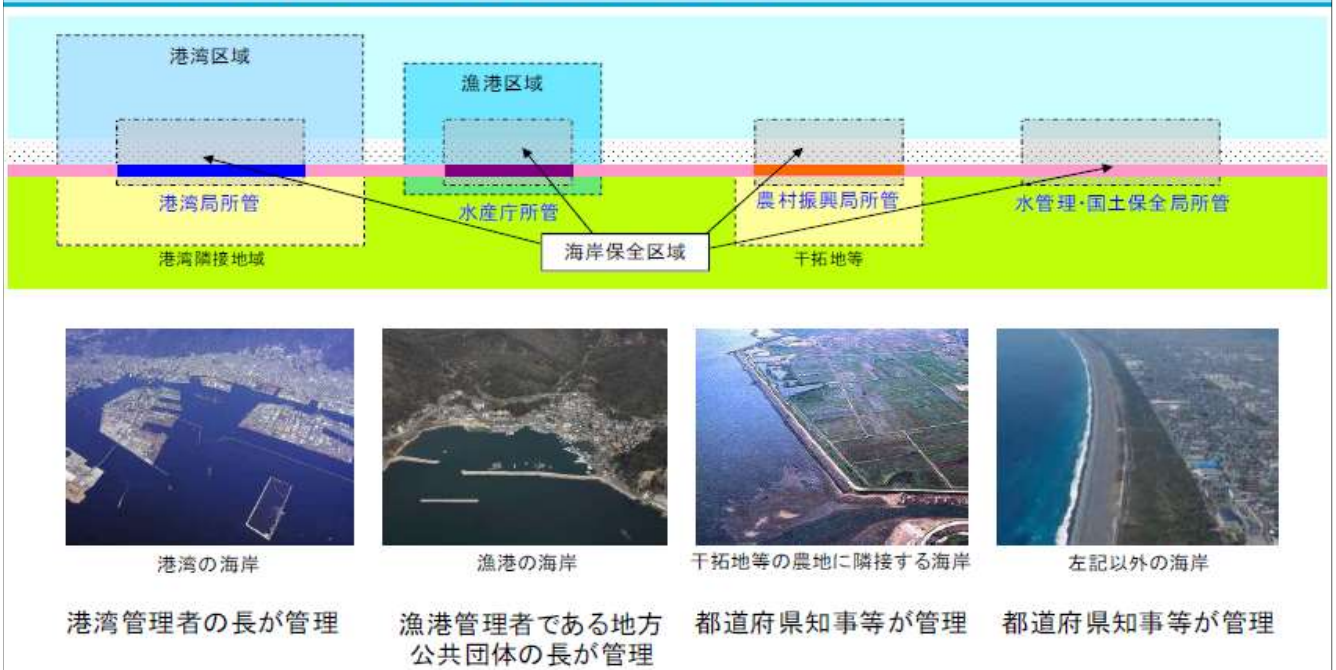
* 「周辺」とは、構造物等から上・下流一〇メートルの範囲をいう。

水域、海岸の管理法令等

管理区域（水域、海岸）	管理法令等	県本庁関係課	備考（国の所管部局）
港湾区域 港湾海岸	港湾法 岡山県港湾区域等管理規則 岡山県港湾施設管理及び利用条例	土木部港湾課	国土交通省港湾局所管（※1）
漁港区域 漁港海岸	漁港漁場整備法 岡山県漁港管理条例	農林水産部水産課	農林水産省水産庁所管（※2）
河川区域	河川法 岡山県河川管理規則	土木部河川課	国土交通省水管理・国土保全局所管
一般公共海岸区域	海岸法	土木部防災砂防課	
海岸保全区域 （※1～3以外）			
農地海岸		農林水産部耕地課	農林水産省農村振興局所管（※3）
普通（一般）海域	国有財産法 岡山県普通海域管理条例	土木部監理課	—

岡山県 土木部 港湾課 作成

海岸保全区域の所管省庁及び海岸管理者



出典：国公表資料